

## ICT 推進員の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電子県庁の推進に向けての取組をはじめとして、ICTの活用による県民サービスの向上や効率化の推進及び情報セキュリティの確保を中心的に担う職員（以下「ICT推進員」という。）の設置等に関して基本的な事項を定める。

(要綱の対象機関)

第2条 この要綱は、本庁及び地域機関の全所属（警察本部を除く。）を対象に適用する。

(ICT推進員)

第3条 所属長は、所属長に次ぐ職位（副課長、副所長等）にある者1名をICT推進員に選任する。

(1) 本庁各課所

副課長の職にある者（副課長の職を置かない課所にあつては、主幹の職にある者）

(2) 地域機関（県立学校を除く。）

副所長の職にある者（副所長の職を置かない地域機関にあつては、担当部長の職にある者）

(3) 地域機関（県立学校に限る。）

事務局長、事務部長、事務室長又は事務長の職にある者

2 支所等において、推進員の選任が困難な場合は、当該支所を所管する所属のICT推進員が兼務することができる。

(ICT推進員の業務)

第4条 ICT推進員は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) ICTの活用による業務の改善に関すること。

(2) テレワーク・ペーパーレスの推進等、デジタル技術を活用した働き方改革の推進に関すること。

(3) 情報セキュリティ管理者の補助に関すること。

ア 情報ネットワークの管理に関すること。

イ パソコンの利用促進及び適正利用指導に関すること。

ウ パソコンとその周辺機器、ソフトウェア及び記憶媒体装置等の情報資産の管理に関すること。

(4) 所属の職員に対するICT関係の研修及び指導に関すること。

(5) 所属のホームページ及び職員ポータルの運営管理に関すること。

(6) 行政・デジタル改革局とのICTに係る連絡調整に関すること。

(主管課のICT推進員の業務)

第5条 各部署の主管課のICT推進員は、第4条に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 部署としてのICT施策の推進に関すること。
- (2) 部署ICT推進委員会に関すること。
- (3) ホームページ調整会議に関すること。
- (4) 主管課ICT推進員会議に関すること。
- (5) 部署と行政・デジタル改革局とのICTに係る連絡調整に関すること。

(ICT副推進員)

第6条 所属長は、ICT推進員を補助する者として、所属の職員のうちICTに関する技能を有する者を、ICT副推進員に選任する。

(ICT副推進員の業務)

第7条 ICT副推進員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) セキュリティ対策における技術的な指導に関すること。
- (2) 県庁LAN及びその接続機器の障害時復旧に関すること。
- (3) その他ICT推進員の補助に関すること。

(ICT推進員の報告)

第8条 所属長は、新たにICT推進員を選任した場合は、速やかに行政・デジタル改革局長に報告するものとする。ICT推進員に異動が生じた場合もまた同様とする。

(ICT推進員に対する支援等)

第9条 行政・デジタル改革局は、ICT推進員等が第4条から第7条に掲げた業務を遂行するために必要な知識・技術の習得を目的とした研修の実施、その他の支援を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、行政・デジタル改革局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。